

„Die Armennot“ あるいは貧困の神学

志 村 恵

はじめに

19世紀前半における「貧困」は、単なる救貧制度をめぐる社会政策上の論議にとどまらず、社会主義運動、階級闘争、革命と深く関わる時代の全体を規定する中心問題であり、その結果如何によつてはヨーロッパの存亡が左右されるといつても過言ではなかつた。従つて、1848年を頂点とするこの時期に、社会構造の完全な転換を求める革命的貧困救済論から、旧体制の秩序への復古によつて群れをなす貧民を吸收できると考える保守主義にいたるまで多様な提案、議論が「貧困」の解決のためなされたのはしごく当然の事である。ゴットヘルフが „Die Armennot“（初版：1840年、改訂版：1851年）を発表した同じ1840年代に、Jantke と Hilger が挙げているだけで140以上の文献があることでも、いかにこの問題が時代の争点であったかがわかる。また、文学者も例外ではなく、Charles Dickens の “Oliver Twist”（1837／28年）や Bettina von Arnim の „Dies Buch gehört dem König“（1843年）など貧困問題に直接・間接に関わった者は多い。

スイス・エンターナーの牧師作家であるイエレミーアス・ゴットヘルフ（1797－1854）は、特に1829年から1830年にかけて改革派教会の伝道師として首都ベルンの貧困問題と慣れ親しんで以来（E18,14），聖職者としての職務においては勿論の事、„Der Bauernspiegel“（1836年）以降の作家活動においても常に「貧困」を念頭に置いてきたし、また、この問題が「時代のもつとも悲痛に満ちた叫び」（E15,12）であることを認識していた。本論は、文学作品以外としては量的に最大の規模を誇る „Die Armennot“ を中心にゴットヘルフの「貧困」についての議論をまとめ、彼の思想の特徴を探るとともに、作品解釈への視点を得ようとの試みである。

1. 貧民、賤民、あるいはプロレタリアート？

ヨーロッパにおける19世紀前半、特に1830／40年代の「貧困」、つまり Paupelismus = 「大衆貧困状況」の原因を、エンゲルスの様に機械・工業化に求めるか、あるいはマルサスの様に人口の等比数列的増加と食糧生産の等差数列的増加との間のアンバランスに求めるか、それともアーベルの様に農業時代から工業時代への過度期である前工業社会の混乱に求めるのかという今日においても尚判断の分かれる議論はひとまず置くとしても、「大衆貧困状況」はゴットヘルフの住むスイス・ベルン州においても現実として抜き差しならぬ惨状を呈していた。失業中の家族は勿論の事、たとえ手に職を確保していても、低賃金の上、パン、ジャガイモといっ

た主食の狂乱物価のもとでは、その生活は飢餓線上を浮沈する格闘であった。たとえばベルリンでは、1840年を100とした物価指数は1847年でジャガイモが183、ライ麦に至っては何と195であった。⁽⁶⁾スイスにおいても、時代は少しさがるが、1840年代終わりから1870年代にかけての物価上昇率は、農業従事者の賃金上昇が⁽⁷⁾49～55.6%にとどまっているにも拘らず75～100%に達している。こうした状況においては自分の手で毎日糧を得ることの出来ない人々は、私的及び公的な援助に頼らざるを得ない。その数は、1800年頃のプロイセンで人口の五分の一以上に達し、⁽⁸⁾ベルン州においても1828年から1840年のあいだに公的扶助を受給していた者は19,907人から32,047人に増え、その人口比は約10%になった。⁽⁹⁾ゴットヘルフはこの急激な貧民の増大を「嵐の雲」(XV, 97)、あるいは「繁茂植物」(XV, 90, 250)と表現しているのであるが、彼の目を引いたのは数よりもむしろ貧民の質の変化(XV, 91)の方であった。「いつの時代にも貧民はいた。……しかし、これほど貧民が所有階級に対して数が多かった時代、キリスト教国においてこれほど有産者に対する態度が脅迫的になった時代はなかった。……これほど伝染的で、これほどライ病や癌のように悪質なことはなかった」(XV, 88)と。つまり貧民は今や「昔の貧民と全く違う」(E15, 131)存在となったというのである。ゴットヘルフによれば、貧者は施し物や公的扶助に依存して生きているのであるから、これに満足し、心から感謝し、恭順でなければならないのに(E3, 98f; E16, 254)今の貧者は厚かましくも施し物を戸口で要求し、堂々とゲマインデに扶助の請求をする始末である(XV, 92; XXIV, 69)。彼らは有産者やゲマインデによる救貧援助を、自分たちが当然受け取るべき権利と考え(XV, 92f; XXII, 130)，従って、それに対する満足や感謝の気持ちはない。それどころか彼らは有産者に対する憎しみを心の中で燃えたぎらせ(XV, 91)，その敵対者になったのである(XV, 92)。こうしてそこには階級分化とそれに伴う階級間の敵対関係(XV, 100)が認識される。

ところで、ゴットヘルフはこの無恥で敵対的な貧民の群れを様々な比喩で表現している。前述のもの他にも「現代のペスト」(XV, 85, 90)、「癌のような傷」(XV, 90)、「膿腫」(XV, 247)などがある。しかし、の中でも特に衆目を引くのは、「今日のトルコ人」、「新しいトルコ人」(XV, 86)という比喩である。この比喩の言わんとしていることは、「貧困」がキリスト教徒の信仰によってウイーンの城壁で打ち砕かれた(XV, 86)イスラム教徒同様に全キリスト教世界に対する脅威だということである。すなわち、「貧困が危険な状態となったこと、つまりいわゆるプロレタリアートの所有階級に対する関係、あるいは無産の有産に対する関係が、ヨーロッパ全体を血と炎で覆ってしまう程の破滅を今にも引き起こすまでに緊張しているということ、また、貧困がこれまで最も脅威的に古いヨーロッパ……に立ちはだかる敵対的存在であることはくどくどと証明する必要のないことである」(XV, 87)。このような脅威に対する恐れは、実にこの時代において、精神錯乱を引き起こすほど脳裏に克明に焼き付けられた「革命」に対するそれであった。元来、ゴットヘルフは1831年の新生運動、およびこれを触発した「無血革命」としての7月革命をリベラルな民主的改革として高く評価するのであるが(E12, 205f; ⁽¹⁰⁾)

E15,302), 暴力的な革命に対しては断固反対する (IX, 251; XXIV, 139; E3, 255f.)。「不信仰は荒々しい波で流れ、革命は血の行列をなす。もし、貧困が解き放たれてこの二つのものと結集するならば、われわれは黄泉の恐ろしい獣、すなわち十の角と七つの頭を持つ獣を持つことになろう」(XV, 97) と、黙示録の表象 (ヨハネの黙示録13章1節) を借りて革命に対する終末的恐怖感を語るのである。

さて、ここで確認しておきたいことは、この革命に対するゴットヘルフの不安と恐怖が「三月前期」においては徹底的に同時代的だということである。Matzによれば、「1830年頃から貧困について書かれた文献の政治的性格のうち今までにはなかった点を強調するならば、それは革命と転覆に対するほとんど何時でも何処でもみられた恐怖である⁽¹¹⁾」。これは社会的基盤が根本的に脅かされているという不安、貧民が国および社会を覆すという不安、そして、財産に対する貧民の脅威への不安である。こうした革命と貧民への恐怖心、あるいは貧民の変化の認識は、それと同時に市民階級の貧民観が決定的に変わったということをも如実に示している。中世においては、「貧困」は施しの対象として善行=救いの前提という機能を有し、社会の不可欠な要素であっただけではなく、「貧困」を道具建てとして教会批判をなすヴァルドゥー派やカタリ派などの異端を除けば、*imitatio christi* としての「清貧」という理想的信仰像を示すものであった。しかし、宗教改革における自発的貧困の禁止、すなわち「貧困」の精神主義化、貧者自身への罪責化を経て、19世紀には、貧民は社会の脅威、「潜在的革命家」と理解されるようになったのである。いわば、貧民は「賊民」から革命へのベクトルを有する「プロレタリアート」にその姿を変えたのであるが、まさにこの「プロレタリアート」こそゴットヘルフの我慢ならぬ存在だったのである (III, 215; XV, 87, 266)。

2. 「大衆貧困状況」はどこから来たのか?

「大衆貧困状況」の原因を何に求めるかという問題は、その回答者の世界観、あるいはまた「貧困」解決策に直接関連する。

ゴットヘルフによれば「貧困」は直接には失業、物価狂乱、病気によってもたらされる (XX, 359ff.)。しかし問題なのはこれらの現象を引き起こしたマクロな原因である。彼は、「大衆貧困状況」が決して一過性の現象ではないと認識する。以前の「貧困」は宮廷費や軍事費の乱費、戦争、不作、関税障壁や大陸封鎖などによる交易の制限によってもたらされたが、今はそのような状況下にないのであって、「貧困」の原因是全く別のところにあるというのである (XV, 89)。以下では Matz の挙げている19世紀前半の同時代人が考えた「大衆貧困状況」の原因複合体、すなわち、1) 過剰人口、2) メンタリティーの変化、3) 営業の自由、4) 工業化、5) 法および政策という五つの区分に依拠しながら主に „Die Armennot“ で展開されている原因論をまとめたいと思う。

〈過剰人口〉

ベルン州の人口は、1819年から1847年までの約30年間に32.8%と激増した。しかし、ゴットヘルフはマルサス流の人口原因説をとらず、むしろ重農主義に近い人口国富論をとる。すなわち、「人口と共に全く自然に大地の生産能力も成長し、また労働力と労働者への需要ものびる」(E15,12)と。確かに、ゴットヘルフは人口増大の元凶とされた早婚および夜這い(Kiltgang)に代表される性道德の乱れを非難する。とくに夜這いは、非嫡出子の出生や半強制の結婚に導く(XV, 109)「貧困の元凶」、「國の眞の癌」(II, 202)であった。しかし、これは彼にとっては人口爆発の第一原因ではなく、より重要なのはあくまでも道徳の範疇としてのそれであって、彼の関心は結婚制限などの人口抑制政策ではなく、むしろ「全ての民族において神聖で……人間の生を神性と結び付ける宗教的意味を持ち……人間の生の中で至高のものである」(XV, 113)ところの結婚の聖性の強調という論理問題に移って行くのである。⁽¹⁵⁾

〈メンタリティーの変化〉

貧民のメンタリティーの変化に対する認識はゴットヘルフの貧困観の根底をなす。ゴットヘルフは金持ちと貧乏人の間の家父長的な保護に基づく調和の解体に大いなる危機感を持っていたが、その旧来の秩序を混乱に陥れた張本人は、他でもないあの革命的で無信仰なる時代精神であった。貧民はこの時代精神を体現する急進派、社会主義者、共産主義者によって扇動され、利用されている(E15,131)。経済的な貧富の差、身分階級の違いは昔からあったのに、今や新聞は全ての者が平等の権利を有すると書き立て、不平等感を煽る(XV, 120)。しかし、ゴットヘルフにとって「自由」と「平等」はあくまでも神の前のそれであって、「政治的な自由と平等は動物的状況へ」(XV, 124)人間をおとしめる危険な思想であった。

さて、この時代精神のゆえに起きた道徳の堕落は貧民の享樂志向、つまり贅沢と特に飲酒に最も顕著に現われた(XV, 117)。周知のように居酒屋通い（まだ家庭での飲酒は日常的ではなかった）は、この時代の主要な社会問題の一つであり、多くの同時代人をして「貧困」の直接の原因と数えさせたものである。⁽¹⁷⁾ ところが飲酒の社会問題化にもかかわらず、ベルン州においては1832年から1834年にかけて居酒屋が950軒から1375軒に、文字通り「茸のように」⁽¹⁸⁾ (VIII, 96) 増加している。これは、後述する営業の自由とも絡んでくる事なのであるが、1833年の居酒屋法改正（1836年再改正）によるもので、これによってベルン州では居酒屋の新規開店が非常に容易になった。これについてゴットヘルフは、国は一方で居酒屋法によって貧民を作りだし(XV, 135; E13,112)、他方で彼らの扶助をする(E15,137)とその矛盾を指摘し、さらに、飲酒が悪いことを良く知る立場にある国が、パテント制の導入によって民衆の道徳と生活を犠牲にしてまでも儲けようとする事を徹底的に非難している(VIII, 96f.)。しかし、ゴットヘルフにとってもっと問題だったのは、居酒屋が「急進派の宣伝小屋、あるいは駐在所」(XIII, 188)であったことである。彼にとって居酒屋とは、道徳的に腐敗したやからがたむろし、「精神労働プロレタリアート」である書記や下級公務員たちが農民を騙す相談をなし、公金横領を企てる場所であった。⁽²⁰⁾ 一般に、ゴットヘルフの居酒屋に対する態度の変化、すなわち „Bauernspiegel“ で

語られた民衆教育の前線基地としての居酒屋という肯定的態度から、急進派の巣窟という批判的態度への変化が語られるのであるが、ここで見逃してならないのは、それが居酒屋の持つ酒場としての機能そのものへの批判だけではなく、そこには政治的動機が見え隠れしているということである。ゴットヘルフにとって居酒屋はあくまで民衆教育の場としての機能は持つ。居酒屋は出版界や学校と同じく、⁽²¹⁾ 政治的闘争の場、プロパガンダの媒体として期待されていた。ただそれがゴットヘルフの思うようにではなく、逆に急進派に奪われてしまったという事なのである。「飲酒と酩酊はけっして敗残者の烙印ではなく、自分たちの階級への所属を表すシンボル」⁽²²⁾ となった。そして、居酒屋は労働者階級の出会いと集会の場、あるいは情報センターとなって労働者運動になくてはならない場所となった。⁽²³⁾ だから、ゴットヘルフはなおさら機会がある事に急進派の巣窟としての居酒屋を非難したのである。

〈営業の自由、工業化〉

ゴットヘルフは営業の自由の導入によるツンフト制の崩壊、競争の激化など経済の混乱、機械・工業化による特に職人層の失業について、エメンタールがイギリスの安価な綿製品との競争に敗北して麻製品が徹底的な打撃を受けたにもかかわらず、余り語らない。彼は元来工場を「この世の惡の一つ」(IX, 255)と考え、人々を堕落へと誘惑する存在(XV, 124f.)と否定的に捉える。これは経済・政治に関わる問題を単に個人の道徳のそれにすり替えていると言うことであり、また、商業、工業を含めた産業全体の有り方において彼が問題にするのは、常に時代精神との関連においてということなのである。彼によれば、この時代精神の影響で「まるで風が路上の砂を巻き込むように、何百万もの人間が」(XV, 120)、貧者に敵意と脅威をもたらし、「貧困」を危険なものにする(XV, 118)あの際限なき „Schwindelei“ (XV, 120)に捉えられているのだ。この „Schwindelei“ とは、言わば産業社会の利己主義を象徴するもので、とにかくインチキをしてでも手っとり早く儲け、のしあがろうとするものである。人々はもはや「忠実に勤勉に仕えることは嫌になる。これは余りにもゆっくりとし過ぎている。商売や居酒屋、弁護士や代理人、書記の方が……手っとり早いと考えている。人々は適性も考えずに商売を始めた」挙げ句に破産し零落する(XV, 122; E15, 139)。そしてこの „Schwindelei“ を如実に示すものが「蒸気機関」(XV, 121, 240)、「鉄道」(IX, 22, 46, 492)、「株式投資」(XV, 121f.)、「宝くじ」(XV, 122)なのであった。ゴットヘルフにとって、貧者がこの „Schwindelei“ に取り付かれるほど恐ろしいことはない。なぜなら「貧者には投機したり、商売したりする余地がないので実質的平等を勝ち取り、手っとり早くのし上がるためには、革命しかないからである」(XV, 123)。

〈法および制度〉

ゴットヘルフはもともと、新興市民階級に基盤を持つリベラル経済主義者ではなく、それよりも古い思想的地平に属するので、ゲマインデの援助や共有地を当てにして貧者が仕事を真面目にせず、怠惰になったり(XV, 117)、お金を与えれば与えるほど貧者が厚かましくなり(XV,

132f.), また、無分別、無計画な扶助が「貧困」を固定化してしまい、その結果として貧民を増加させることになることを認めるものの(I, 292; XX, 307; E15, 134; E16, 156), 救貧法自体によって直接貧民が作り出されたという救貧法責任論はとらない。むしろ責任があるのはこの法制度の絶対化と愛なき運営である。すなわち、「私は法律が直接貧困とその危険な性質を生み出したとは思わない。しかし、人が法律を信じ、それでもってすべて手が打たれたと思い、法律を一字一句運用したため、貧民は人間なのだ、兄弟なのだということが忘れられ、法律のゆえに愛、すなわち救いをもたらす全ての恵みの唯一の母が忘れられた。肉体のゆえに魂が忘れられたのだ」(XV, 97)。つまり、ゴットヘルフにとって批判すべきは法や制度そのものよりも、それを成立ならしめる精神の方なのである。彼にとって法律とはキリスト教精神によって生かしめるべきものであり、それ自体は「死んだもの」(XV, 130)である。ところがこれを絶対化し、「キリスト教の代用品にしようとした」(XV, 125)ことで、そしてさらに、急進派による愛のない、時には法律を利用して弱者を食い物にするような運営によって「貧困」は増大したのである。法という外的強制が愛の代わりをするとき、人々の善意は失われ、救貧は配慮のないものとなる(XV, 99f.)。そして、愛のない中で「与え手と受け手の心の間にますます大きな割れ目が形成され」(XV, 100), 階級分化は強化され、上昇の希望を奪われた貧者の「カースト」化によって「貧困」が固定されるのである(XV, 102)。ところで、このゴットヘルフの法律に対する敵意を理解する際に留意すべき点は、いま述べた法律の絶対化、つまり偶像化に対する批判、および立法者と法の運用者が悪しき急進派だとの中傷だけではなく、彼の法律概念そのものである。Dürrenmatt の様に、単にゴットヘルフが救貧法を表層的にしか理解していないかったとするのでは不十分であって、ゴットヘルフに特徴的なのは、キリスト教的意味での「律法」の世俗化としての法律という観点である。愛は律法の中心に位置するものであって(マタイによる福音書22章34-40節; E12, 197), この愛の強調は法律に対するアンチ・テーゼとして行われているのではない。それは神の法律である「律法」の復権を要求するもの、つまり法律全体を愛という「律法」に従属させるという事なのである。

3. 「大衆貧困状況」をどう解決するのか?

「大衆貧困状況」をどう克服するかという議論は、イギリスの新救貧法(1834年)の影響でスイスにおいても救貧法の見直し論を中心に展開された。そこでまずわれわれはベルン州における救貧制度の歴史を概観しておきたいと思う。

救貧制度は歴史的に見てもヨーロッパ内ではおよそ同じ形態であった。というのはもし地域によって待遇に大きな差があると、快適な所に貧者が集中的に押し寄せるからである。従って、たとえ財源や実務に多少の差はあっても制度の基本概念はほぼ同じであった。中世においては、カール大帝によって荘園領主の救貧義務が法的に定められたが、これは現実的には実行困難であったため、結局、親族内での解決が困難な場合は、教会とゲマインデにまかされた。救貧は

教会の最も重要な責務と理解された。貧者は「清貧」として敬虔の象徴であり、また貧者への施しは信仰の証し、救いへの道であったからである。

宗教改革期前後、人口の増大と大幅なインフレーションによって貧民は激増し、とりわけ修道院財産の世俗化によって財産基盤の脆弱になったプロテスタント教会はもはやこれを支えられなくなった。つまり、古代・中世を通して理想視されていた「聖なる貧者」の姿が消え、「貧困」は個人の責任によるとの否定的な貧困観が形成されたのは、宗教改革の教義上の問題だけではなく、経済・政治的必然性もあったのである。宗教改革者によって「自発的貧困」は否定され、労働が倫理の基準となり、怠情は罪として断罪された。従って、壮健と非壮健の区別が厳格になり、乞食令によって貧民は管理されるようになった。救貧が立法によって公の業務になるのもこの頃からである。ドイツにおいては1577年の帝国警察規定により救貧はゲマインデの義務となったが、ベルン州では、1491年および1520年の州議会議決により外国人乞食の国外追放を決め、その後1614, 1622, 1628, 1643, 1672, 1690年と相繼ぐ乞食令によって、*„Heimatrecht“* の整備と共に、出生地ゲマインデの救貧義務が次第に固定化されて行った。しかし、この義務規定はキリスト教の理念が法に反映されただけのもので、義務の裏返しとしての貧者の側の権利は1676年と1690年の乞食令が明言している様に否定されている。だがこれもなし崩しにされ、1807年の規定では救貧がゲマインデの法的義務とされた上で、貧民にも当該のゲマインデに救済を訴える権利が与えられている。ゲマインデの法的救貧義務はこの権利意識による扶助の濫用を招きゲマインデの財政を著しく脅かし、必然的に救貧税の課税強化に至った。こうして、特に救貧税の課税対象である土地所有者の不満は限界に達し、ゲマインデの法的義務そのものが誤りであり、これを廃止し、救貧制度全体を中央集権に移すべきとの世論が形成されて行った。1837年、こうした世論背景のもと J. Settler を座長とする委員会の救貧法改正案報告が提出された。その内容は、ゲマインデの法的救貧義務の廃止、救貧税の廃止、救貧制の中央集権化、善意の私的救貧施設と国営施設の促進をその骨子とするものであった。これを受けて、1846年のベルン州憲法および1847年の新救貧法により、ゲマインデの法的義務は廃止され、救貧税も段階的に廃止されることとなった。しかし、この改正はあまりにも急激で非現実的であったため、1857年の再改正までの10年間、「貧困」の状況はベルン州の救貧史において最低の様相を呈した。

ここで、救貧法改正の争点をまとめたならばおよそ次のようになると思われる。すなわち、ゲマインデの救貧義務の廃止、救貧税の廃止、救貧制度の中央集権化と世俗化、*„Bürgergemeinde“* から *„Einwohnergemeinde“* への移行、壮健・非壮健の区別、産業育成政策、善意の私的施設とワークハウスなどの國の施設の促進である。以下われわれは特にゴットヘルフの非難の集中している中央集権化とゲマインデの救貧義務廃止に対する批判をまとめ、それから彼自身の解決策を考察することにする。

まず、ゴットヘルフは牧師として救貧業務に長年携わってきた経験から、実務的混乱を避け

るため、ゲマインデの救貧義務の廃止や制度の急速な中央集権化など極端な方策に走らぬよう警告する。すなわち、「そっけない人は全ての扶助義務をなくし、扶助なしでやっていけない者は自由意思の善意のもとへ行けばよいと言う。しかし、もっとそっけないのは殺してしまえである」(XV, 127)。この文章は、生まれてきたときからゲマインデの扶助に依存している人が多数いるので、すぐさま「200年来の慣習」(XV, 127)を廃止する非現実性を指摘しているだけではなく、イギリスの1834年新救貧法の影響、すなわちマルサスの人口論とベンサムの功利主義に基づくブルジョア主導の貧民切り捨て論を見抜いたものと読むことが出来よう。救貧法改正の機運は、その大部分を土地所有者および都市市民の利益保護に持ち、過剰人口の自然淘汰、自由競争の名のもと「貧困」の責任の個人転嫁を主張することで、貧民を実質的に排除しようとするものであった。イギリスの新救貧法、ベルンの1847年救貧法は言ってみれば「貧困階級に対する一種の刑法」⁽²⁷⁾であり、プロレタリアート、貧民階級が自分たちは切り捨てられたのだと感じたのは当然である。⁽²⁸⁾市民階級は貧民を一つの階級に押し込めた上、自由と平等を炊きつけ、利用した。ところが貧民の方は利用された後、周囲の状況は良くなつたのに自分が取り残されているのに気づいたのである(XV, 118f.)。この社会福祉行政、否、社会そのものからの貧民排除は、来るべき1848年の革命においてさらに尖鋭に現われたブルジョア階級によるプロレタリアート階級への裏切りの先取りと捉えることができる。

さて、ゴットヘルフの中央集権化批判は、中央集権化された場合細かいゲマインデの配慮が失われ、また貧民も当該の役人が顔見知りでないとより厚かましくなる(XV, 129)といった実務的な議論や、過激な政策変更による混乱への危惧からだけではなく、政策自体の持つ大きな問題点を指摘している。ゴットヘルフにとって中央集権化は組織の改編によって、公務員が増員され、予算を食い(XV, 128f.)、民衆から遊離した地位漁りがなされ(XV, 175, 184)、新たな特権が形成される危険がある。ゴットヘルフは、ヘルヴェチア共和国およびイギリスにおける失敗(XV, 128, 133)を念頭に置きつつ、「共和国においては中央集権する必要のないものは中央集権するべきではない。それはすべて福祉における公共の利益を殺してしまう。……それは逐には立派な市民を根こそぎにしてしまい、独自の特権階級を作り出す。……それは非キリスト教的、非市民的な原則、つまり、いわゆる公共の一番重要なことを給料をもらっている公務員だけが心配するという原則へと導き、愛の自由な作用と全ての公共性を消してしまう。この愛と公益的活動に余地を与えない所では國はただちにキリスト教と対立し、全ての愛国心を殺し、利己欲望だけの眞の反キリストになる」(XV, 128f.)と、明白に中央集権化に異議を唱える。ゴットヘルフはそれよりむしろ「小さな政府」を探る。合理的な行政改革と行政管理によって金を捻出し(XV, 135)、共同体を中心とした上からではなく下からの行政を理想とする。つまり、個人をゲマインデが、ゲマインデを國が補うべきなのである(XV, 134f.)。

それでは一体ゴットヘルフの提案する「大衆貧困状況」解決策とはどのようなものであったのか。それは一言で言えば、愛と信仰による一致ということである。貧困問題は制度や法律を

いくら整えても解決することはできない(XV, 149)。そうではなく、愛によって都市と田舎(XV, 146), 全ての階級(XV, 263; XXI, 40)は一致するのだ。つまり、ゴットヘルフは救貧制度の行政上の中央集権化(Zentralisierung)に愛の一致(Zentralisierung)を対置するのである。

ところでゴットヘルフはこの愛の一致の具体例をペスタロッチの教育にみる。彼にとってペスタロッチはキリストがこの世にもたらした愛の精神の息吹を認め、その精神を特に子供の世界で実現しようとした人物であった(XV, 163)。彼はペスタロッチの教育原理が今や歪められ、その精神はないがしろにされ、メソッドだけが問題にされていることを悲しむ(XV, 164f.)。そして、ペスタロッチの教育をもう一度原点にたちかえって実践しようと提唱する。つまり、彼は急進派主導による、学校を家庭から引き離す(E11, 314)言わば知識偏重の教育に反対し(XIII, 284; E3, 312f.; E11, 318f.; E15, 137), ペスタロッチの思想の核である家庭中心の教育(E11, 306)を復興させようとした。ゴットヘルフにとって教育の理想の姿とは、キリスト教精神を軸とする家庭、学校、教会の三位一体(E11, 321)であったからである。

このようにして、1833年9月24日ゴットヘルフはトラクスヴァルトの牧師 Rudolf Bernhard Baumgartnerとキリスト教民衆教育協会トラクスヴァルト支部を起こし、この協会の事業として、1835年6月1日苦心慘憺の末ズミスヴァルトに15名の男子収容の救貧院を設立した。この施設は1839年にはトラクスヴァルト城の領地(政府管轄)に移転され、ゴットヘルフの死後も⁽²⁹⁾1877年まで続けられた。基本方針は「祈り働き」(XV, 221)で、信仰と勤勉が育成されることが目的であった。つまり、子供たちが誘惑の多い世間を渡るには内部と外部が強くされねばならないのである(XV, 257)。子供は、養うべき肉体だけを持っているのでも、この世を快適に過ごせるよう自分のためにだけ存在しているものでもない。彼らは永遠の命に定められているのであって、単に貧しい子供というだけでなく、神の子であり、より大きなきずな、神の国の一員(XV, 211)であるから、愛と信仰ある家庭教育により神のもとへともたらされるべきなのである(XV, 221, 256)。また、同時に勤勉の習慣(E15, 134)と自立する能力(XV, 210)がつけられるべきであって、実際、職業訓練として農作業と手工業が教えられた。

救貧院の運営は、救貧法改正をその主内容とする急進派の「貧困」解決策をキリスト教の理念から批判するゴットヘルフにとって唯一の具体的代案であった。博愛・啓蒙主義的な思想の地平にあっては、子供の教育に行き着くのは当然の事といえるが、15人の児童で始めた救貧院が全人口の10%を越す貧民問題の全面解決になりえようはずはなかった。しかし、ゴットヘルフはこの小さな業も神の業への参与であるから(XV, 243)、いかに小さくともこの世を克服する力があり(XV, 169)、「救いをもたらすパン種」(XV, 202)となり、多くの人々がその後に続くとことを期待した。「億万長者を目指すものも一銭から始めなければならない」(XV, 189)。だが、直面する現実ははるかに厳しく、政府によっても救貧法改正に盛りこまれていた善意の私的施設の促進は余りはからず、このことが1847年救貧法の失敗した原因の一つにもなった。

4. 貧困の神学、まとめにかえて

ゴットヘルフは半ば言い訳気味に、自分が「キリスト教の愛を貧しい兄弟のもとで活動させたい」という意志を持つ一介の素人（XV, 94）として、「大衆貧困状況」を巡る議論に加わったと語る。その意味するところは、あらゆる領域において世俗化の進む中で、キリスト教の再活性化をなし、「神の国が広がる」（XV, 149）その過程の中で同時進行的に様々な社会問題を解決していくということである。政治、教育、社会福祉において波及しつつあった言わば社会の脱教会化の只中にあっても、ゴットヘルフはトルコ人を打ち負かし、コレラを癒された神（XV, 86）への信仰を、また、人間の中にある「神の似姿」（XV, 160, 178）、天使的なものの生成（XV, 112）への信頼を、そして、国家と教会の共同作業によるキリスト教国家の復興への希望を持ち続けている。「神は試されるが、試練の終わり、つまり、祝福が、忍耐の中にすでに置かれている祝福がくる。神は忍従させるが、再び正しい時に、優しい恵みのためにその暖かい胸を開いてくださる」（XV, 238）と。

キリスト教倫理の復興により、個人の悔い改めから社会の悔い改めが広がって行く（XV, 173）中で社会問題を解決しようとすることは、その社会を構成する個人の道徳的改善を前提とするもので、社会的現象を全て個人に帰してしまう危険がある。なぜなら、社会問題を問うとき、「全階級、国家、共同体の全体的宿命から出発するか、それとも個人を出発点とするかによって相違が生じる。もし個人から出発するのであれば犠牲者に責任を帰す以外に解決の道はない」⁽³⁰⁾からである。社会のシステムの中に匿名的に存在する「貧困」の姿を隠し、個々人の人格の問題とすることでは、「貧困」の解決は決して政治プログラムとはなり得ず、その結果、現実的な解決の要求は否定され、「貧困」は固定される。「問題なのは援助ではなく、救いなのだ」（XV, 251）と、この世の出来事としての「貧困」は「彼岸」の問題に取り替えられてしまう。つまり、所有の不平等は天上での救いの平等によって相殺されるのである。さらに、ゴットヘルフは奴隸制度を諷刺、服従、忍耐といったキリスト教的美德を実践する良い機会と捉えたアウグスティヌスとまでは行かぬが、「貧しいものは幸い」（ルカによる福音書6章20節）という聖句の伝統的解釈に立ち、貧者は地上に財産がないから、より神に近く天上の事を考える（X, 129ff.）と、「貧困」に宗教的意味を与え、「貧困」の固定化に神学的根拠を与えている。従って、ゴットヘルフにとって経済的・政治的平等の実現を要求することは革命行為であり、当然拒否されるべきものである。民衆はまだ政治的権利・自立にはふさわしくない未成熟な存在なのであって、もし彼らが政治的になり、主権を要求するならば、それは秩序を脅かす「プロレタリアート」である。彼にとって成熟した人間とはあくまで信仰者としてのそれであって、貧民自身が権力を持って初めて「貧困」は解決されるというラディカルな思想は決して受け入れがたい。かくして彼は、「人権」、「絶対的自由」、「制限なき権利」といった政治的スローガンに対して「真理の帶」、「正義の胸当て」、「信仰の盾」、「救いの兜」、「精神の刃」などの神の武具という（エペソ人への手紙6章11-18節）宗教的スローガンを対置するのである（XV, 252f.）。

この意味で、Brandmeyer のゴットヘルフが「貧困」との論争によって階級分化を意識し、脅かされつつある身分制秩序の価値を見いだしたとの指摘は鋭い。実際、„Die Armennot“ 以降彼は「全き家」の原理に基づく身分制秩序の擁護に全力を傾けている。ゴットヘルフにとって秩序はすべて神からのものであり (XII, 367)，従って、社会的な不平不満は罪とされ、あくまで秩序に恭順であるよう貧民は指導される。「富だろうと貧困だろうとその人に一番よいものを主は与えてくださる」(XIX, 131; E3, 95) と、貧富の差に神の摂理を見るとき (IX, 249; XV, 88, 249; E15, 128; E16, 176)，貧民は神の秩序に属するものとなり、この秩序の中では所有の自由、政治的平等は存在し得ない。与えられたものを神からの召しと信じて勤勉を尽くすという教理は、ここで家父長制を宗教イデオロギーとして支持する機能を果たすのである。

ところで、伝統的キリスト教は労働をアダムの墮罪によって人間に宿命的に課せられた呪いと理解した。⁽³⁵⁾ 労働はそれ自体自己疎外から解放する主体的行為でも、祝福された喜びでもなく、「罪の繁殖地と思われていた怠惰の矯正手段」⁽³⁶⁾であった。確かに、労働=勤勉は宗教改革者の職業倫理によってキリスト教的美德の中心とされたが、その裏には、人間は自然な状態では怠惰に陥るという悲観論が見え隠れしており、それ故に一層訓練して勤勉な生活へと習慣付ける必要が説かれるのである (E15, 134)。ゴットヘルフには、救いへの人間の協働という思想が強くあり、人間の中の神的なものの生成を主張するが、彼はこの信仰の中に楽天的に安住するには余りにも厳しく現実と対面していた。彼は労働のこの呪うべき側面を同時に意識していたのである。また、伝統的キリスト教教理は信仰者だけが神の恵みの応答としての、あるいは奉仕としての労働の意味を理解することが出来るとする。ゴットヘルフが救貧院のモットーとして掲げた「祈り働き」(XV, 221) の意味するところは、六日の労働と一日の安息という神の創造の業を勤勉なる信仰者の日常において追体験すべきということである。従って、彼の言う「人間の幸福の存する労働」(XV, 168) も、まさにキリスト者の労働としてのそれなのである。

以上のように、ゴットヘルフは「貧困」を巡る議論において身分制社会への復古傾向を色濃く見せる。彼は、Carl Ludwig von Haller の様に封建制度への復古が「貧困」の解決の唯一の道だとするほど極端ではないが、キリスト教の隣人愛に基づく家父長体制が貧民を吸収して、この問題を解決すると信じる。「親が未成年の子供に対して神の代理人である様に、神から恵みを与えられている者は、神に十分な人生の支度をしてもらっていない者に対し、神の代理人でなくてはならない」(XV, 98) と、労働者に対する工場主の、日雇いに対する農夫の、奉公人に対する主人の家父長的保護を要請すると共に、家庭の回復と勤勉という美德を強調する。ゴットヘルフは農業中心の自然経済を念頭に置きつつ、前近代的共同体の中での個人の勤勉と倫理によって「貧困」が解決できると望む。しかし、貧民がそこへ戻って勤勉に働くべきその共同体は、まさに近代化の過程の中で解体されてもはや存在しない。そして、その解体こそが「貧困」の原因の一つでもあったのである。ゴットヘルフは「この世に頼るものもなく、幼い

ときには除け者にされ、年頃になれば誘惑され、年をとってからは軽蔑される貧しい人たち」(IV, 337f.)に哀れみと愛情を持っていた。しかし、この愛は「貧困」をキリスト教的家父長制の枠内に閉じ込めていたことで、これらの人々をその状況に実際は押しとどめる抑圧的な方向で働いた。貧民は、このキリスト教的家父長制の意味における「よい貧民」でない限り、無産階級として経済的富から、秩序の破壊者として政治的権利から、さらには怠惰な罪人として宗教的救済からも疎外されるのである。

テクスト

テクストはすべて、Jeremias Gotthelf: Sämtliche Werke in 24 Hauptbänden und 18 Ergänzungsbänden. München, Bern, Zürich-Erlenbach 1911–1977. による。数字はそれぞれ巻数（ローマ数字は Hauptband, E + アラビア数字は Ergänzungsband）ならびにページ数を示す。

注

- (1) フェリシテ・ロベール・ラムネー：『未来』（ルイ・ル・ギュー：『ラムネーの思想と生涯』伊藤晃訳、春秋社、1989年収録）123, 127頁。
- (2) Jantke, Carl / Hilger, Dietrich (Hg.): Die Eigentumlosen. Der deutsche Paupelismus und die Emanzipationskrise in Darstellungen und Deutungen der zeitgenössischen Literatur. Freiburg, München 1965, S. 485ff.
- (3) フリードリッヒ・エンゲルス：『イギリスにおける労働者階級の状態』上、下（全集刊行委員会訳）国民文庫34a, b, 大月書店、1971年。
- (4) トマス・ロバート・マルサス：『人口論』（永井義雄訳）（「世界の名著41 バーク マルサス」中央公論社、1980年収録）特に418頁、420頁以下。
- (5) Abel, Wilhelm: Massenarmut und Hungerkrisen im vorindustriellen Deutschland. Göttingen 1972,特に S. 69.
- (6) 川越修：『ベルリン 王都の近代 一初期工業化・1848年革命－』ミネルヴァ書房、1988年、46頁。
- (7) Geiser, Karl: Geschichte Armenwesens im Kanton Bern von der Reformation bis auf die neuere Zeit. Bern 1894, S. 370.
- (8) Abel, Wilhelm: a. a O., S. 14.
- (9) Geiser: a. a. O., S. 413.
- (10) 川越：前掲書、209頁。
- (11) Matz, Klaus-Jürgen: Paupelismus und Bevölkerung. Die gesetzliche Ehebeschränkungen in den süddeutschen Staaten während des 19. Jahrhunderts. Stuttgart 1980, S. 54.
- (12) Ebd. S. 55.
- (13) Conze, Werner: Vom "Pöbel" zum "Proletariat". Sozialgeschichtliche Voraussetzungen für den Sozialismus in Deutschland. In: H. -U. Wehler (Hg.): Moderne deutsche Sozialgeschichte. Köln, Berlin 1966, S. 113.
- (14) Matz: a. a. O., S. 64ff.
- (15) Geiser: a. a. O., S. 316.

- (16) Krattiger, Ursula: Mündigkeit. Ein Fragenkomplex in der schweizerischen Diskussion in 19. Jahrhundert, vor allem zur Zeit der Armennot von 1840 bis 1860. Bern, Frankfurt a.M. 1972, S. 33f.
- (17) たとえば、エンゲルス：前掲訳書、上、212頁以下。
- (18) Dürrenmatt, Hans Ulrich: Die Kritik Jeremias Gotthelfs am zeitgenössischen bernischen Recht. Zürich 1947, S. 121.
- (19) Vgl.: VIII, 377f.
- (20) „Schuldenbauer“ および „Zeitgeist und Bernergeist“ 参照。
- (21) Vgl.: Bauer, Windfried: Jeremias Gotthelf. Ein Vertreter der geistlichen Restauration der Biedermeierzeit. Stuttgart, Berlin, Köln, Mainz 1975, S. 146ff.
- (22) ヴォルフガング・シヴェルブシュ：『樂園・味覚・理性－嗜好品の歴史－』(福本善憲訳) 平凡社、1988年、157頁。
- (23) 喜安朗：『パリの聖月曜日－19世紀都市争乱の舞台裏－』平凡社、1982年、206頁以下。および シヴェルブシュ：前掲訳書、174頁以下。
- (24) このあたりの事情については、Hauser, Albert: Schweizerische Wirtschafts- und Sozialgeschichte. Erlenbach-Zürich, Stuttgart 1961, S. 199ff.; Bein, Georg Felix: Die historische Entwicklung der Leinwandweberei im Kanton Bern. Mit besonderer Berücksichtigung der ländlichen Meisterschaftsverbände. Diss. Bern. 1917.; Fetscherin, Werner: Beitrag zur Geschichte der Baumwollindustrie im alten Bern. Weinfelden 1924. 参照。
- (25) Dürrenmatt: a. a. O., S. 119.
- (26) 救貧法・救貧制度の歴史については以下の文献を参考にした。伊部英男：『新救貧法成立史』至誠堂、1979年。; Fischer, Wolfram: Armut in der Geschichte. Erscheinungsformen und Lösungsversuche der „Sozialen Frage“ in Europa seit dem Mittelalter. Göttingen 1982.; Flückiger, Paul: Die burgerliche Armenpflege im Kanton Bern. Diss. Bern 1919.; Hausmann, Karl Eduard: Die Armenpflege in der Helvetik. Basel, Stuttgart 1969.; Geiser: a. a. O.; 川越修：前掲書、78頁以下。
- (27) ヨゼフ・ヴァイデマイア：『貧困とプロレタリアート』(市川孝一訳)，(良知力編：『資料・初期社会主義 義人同盟とヘーゲル左派』平凡社、1974年収録) 178頁。
- (28) Conze: a. a. O., S. 128.
- (29) Vgl.: „Die Armenerziehungsanstalt zu Trachselwald“ (E15, 301ff.) ; Großen, Friedrich: Jeremias Gotthelf und die Armenerziehungsanstalt Trachselwald. Bern 1916.
- (30) ドロテー・ゼレ：『働くこと 愛すること』(関正勝訳) 新教出版社、1988年、113頁。
- (31) このペリコペについては、ヴォルフガンク・シュテーゲマン：『貧しい人々と福音 社会史的聖書解釈入門』(佐伯晴朗訳) 新教出版社、1982年。および、ルイーゼ・シュトロフ／ヴォルフガンク・シュテーゲマン：『ナザレのイエス 貧しい人の希望』(大貫隆訳) 日本基督教団出版局、1989年参照。
- (32) Krattiger: a. a. O., S. 43.
- (33) Brandmeyer, Rudolf: Biedermeierroman und Krise der ständischen Ordnung. Studien zum literarischen Konservatismus. Tübingen 1982, S. 27, 34.
- (34) Maybaum, Josef: Gottesordnung und Zeitgeist. Eine Darstellung der Gedanken Jeremias Gotthelfs über Recht und Staat. Bonn 1960, S. 148.
- (35) ゼレ：前掲訳書、117頁。
- (36) 同訳書、110頁。
- (37) Die Religion in Geschichte und Gegenwart. Tübingen 1957ff. (3. Aufl.), Bd. I, S. 540f. および、カール・バルト：『キリスト教倫理 III』(村上伸訳) 新教出版社、1964年、232頁以下参照。

(38) バルト：同訳書，283頁以下。および、ゼレ：前掲訳書，118頁。

(39) Vgl.: Haller, Carl Ludwig von: Die wahren Ursachen und die einzige wirksame Abhülfsmittel der allgemeinen Verarmung und Verdienstlosigkeit. Schaffhausen 1850.